

志摩市窓口キャッシュレス決済導入業務委託 公募型プロポーザル方式審査要項

1 審査の対象者

本プロポーザル方式の審査対象となる事業者は、参加申込書及び提案書類を提出した参加者(以下「参加者」という。)に限る。

2 審査の方法

- (1) 審査は、参加資格審査及びヒアリング審査により実施する。
- (2) 参加資格審査は、本市が設置した「志摩市窓口キャッシュレス決済導入業務委託プロポーザル方式選定委員会」(以下「委員会」という。)事務局が審査する。
- (3) ヒアリング審査は、委員会が参加者の審査を行う。
- (4) 評価項目、配点、評価基準は、別紙1「ヒアリング審査 審査基準」のとおりとする。
- (5) 審査は、委員会の各委員が、参加者ごとに、評価項目に対して評価点を付与する。
- (6) 参加者が1者の場合であっても審査を実施する。

3 ヒアリング審査

- (1) 提案書類及びヒアリングによって、審査を実施する。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は審査対象から除外する。
 - ア 参考見積書の金額が見積限度額を超えている場合
 - イ 提案書類について、定めた提出方法、提出先及び期限に適合しない場合
 - ウ 提案書類の提案内容に疑義がある場合
 - エ ヒアリング審査に遅刻又は欠席した場合
 - オ 参加者及び協力会社が審査関係者に対する不当な活動を行ったと認められる場合
- (3) ヒアリング審査の概要は以下のとおりとする。
 - ア 準備作業 10分以内
 - イ 参加者から提案書類に関する概要説明(デモンストレーション可) 40分以内
 - ウ 委員会から参加者へのヒアリング 20分以内
 - エ 片付作業 10分以内
 - オ 参加者の出席人数は3人以内とする。また、複数で構成される事業者の場合、代表事業者に限らず、共同事業者の参加も可とする。
 - カ デモンストレーションに限り、大型モニタの使用を認める。大型モニタ(55型)、HDMIケーブル及び電源は貸与するものとし、その他必要備品は、参加者が準備するものとする。
 - キ 説明用の追加資料の提示及び配付は認めない。
- (4) 各委員の点数について、評価項目ごとに平均値(小数点第2位以下切捨て)を算出し、その合計をヒアリング審査の点数とする。

- (5) 天災その他やむを得ない事由により、ヒアリング審査を延期又は中止、若しくはオンライン会議ツールでの実施に変更する場合がある。その際の審査方法は別に指示する。

4 受託候補者の決定

- (1) ヒアリング審査の点数が最も高い参加者を受託候補者として決定する。ただし、ヒアリング審査の点数が60点以上であることを条件とする。
- (2) ヒアリング審査の点数が同点の場合は、別紙1「ヒアリング審査 審査基準 POSレジ(POSシステム)及び自動釣銭機等(1-1から1-3まで)」の平均値(小数点第2位以下切捨て)が最も高い参加者を本業務の受託候補者に決定するものとする。当該審査項目による点数も同点の場合は、委員長の決するところとする。
- (3) 参加者が1者の場合にあっても、ヒアリング審査の点数が60点以上であれば、受託候補者に決定する。

別紙1

ヒアリング審査 審査基準

評価項目	評価内容		配点
POSレジ(POSシステム)及び自動釣銭機等	1-1	決済時の操作性と視認性について、職員及び利用者にとって、使いやすく分かりやすい仕様となっているか。	10
	1-2	各種集計データについて、業務中又は業務終了後に簡単な操作でPOSレジ(POSシステム)はもとより、パソコンのブラウザ(Microsoft Edge又はGoogle Chrome)から確認・管理が可能であるとともに、csv又はExcel形式データの出力機能を有しているか。また、職員にとって、使いやすく分かりやすい仕様で、集計作業の効率化につながっているか。	10
	1-3	実際の運用に適した決済システムの構成となっているか。	10
キャッシュレス決済端末	2-1	POSレジ(POSシステム)との連動は、無線接続となっているか。	5
	2-2	決済時の操作性と視認性について、職員及び利用者にとって、使いやすく分かりやすい仕様となっているか。	5
指定納付受託業務	3-1	立替金は、本市に負担とならない納付スケジュールが提案されているか。	5
	3-2	決済サービス及びブランド等について、必須要件に加え、幅広い提案がなされているか。また、その決済手数料は、安定的な運用に適した手数料率が提案されているか。	5
	3-3	キャッシュレス決済手数料は、立替金と相殺することなく、別途請求書による支払いが可能か。できない場合、本市の支払い事務の負担軽減方法の提案がなされているか。	5
セキュリティ対策	4-1	十分なセキュリティ対策が講じられているか。	5
操作研修会及び各種マニュアル	5-1	操作研修会及び各種マニュアルは、職員にとって、分かりやすい内容となっているか。	5
初期セットアップ及び運用開始準備	6-1	機器等の設置及び初期セットアップの内容について、本市に負担とならない提案がなされているか。	5
保守運用及びサポート体制	7-1	障害等が発生した場合、迅速に対応可能なサポート体制となっているか。また、機器等の修理に時間要する場合は代替機の用意が可能か。	5
業務実績	8-1	POSレジ(POSシステム)について、他自治体への導入実績は十分か。	5
追加提案	9-1	本市が定める仕様書に記載はないが、本業務の目的(市民サービスの向上、業務の効率化及び職員の負担軽減)に合致する有用な追加提案があるか。	10
業務実施体制	10-1	本業務に必要な知識・経験を有する人員の配置など実施体制が適切に整備されているか。	5
工程表	11-1	運用開始予定日までに機器等の設置、初期セットアップ及び操作研修等が、本市に負担とならない余裕を持った工程で完了する提案となっているか。	5
合 計			100

※ 配点基準

配点基準	配点(5)	配点(10)
優れている	5	10
やや優れている	4	8
普通	3	6
やや劣っている	2	4
劣っている	1	2